

平成 27 年 10 月 1 日

平成 28 年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

国の 9 月の月例経済報告によると「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」としている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定、いわゆる「骨太の方針」）の中で、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、2016 年度から 2020 年度までの 5 年間を対象とした「経済・財政再生計画」を策定し、経済の好循環の拡大と経済・財政一体改革に取り組むこととしている。取り組みの一環として、地方行財政改革が掲げられ、地方にも国と基調を合わせた歳出改革・効率化などが求められている。

2 市の財政状況と今後の見通し

平成 26 年度決算における本市の財政状況は、法人市民税及び固定資産税の増加により市税が前年度に比べ 8.9% の増収となり、財政指標である実質公債費比率については、前年度の 4.9% から 3.9% に減少したものの、将来負担比率は 33.3% から 52.5% に、経常収支比率も 85.9% から 86.4% に上昇し、公債費等の将来負担が増加し、財政の硬直化が進行した。

また、平成 27 年度においては、歳入面では、普通交付税と臨時財政対策債の合算額が前年度に比べ約 2 億 8 千万円減少するほか、法人市民税の税率改正等による市税の減収が見込まれており、歳出面では、臨時財政対策債や小中学校の教育施設の大規模改築等に係る市債の影響で公債費が増加するほか、社会保障関係費の支出も増加が見込まれる。

平成 28 年度においては、歳入面で地方交付税及び臨時財政対策債が総務省が概算要求と合わせて発表した地方財政収支の仮試算ではともに 2% 程度の減額となっていることに加え、市税についても 3.1% の減収となる見込みであることから、一般財源の更なる減少が懸念される。

3 予算編成の基本方針

平成 28 年度予算は、次の 3 点を基本的な考えとして編成する。

まず第1に、「第五次北本市総合振興計画に掲げる施策の着実な推進」である。新たに策定する第五次北本市総合振興計画基本構想は平成28年度から平成37年度までの10年を対象としており、平成28年度は新たな計画初年度である。市民が主役のまちづくりを進め、10年後に目指すべき都市像を実現するため、計画に位置づける施策を計画的に実施していく。

第2に、「人口減少対策としての北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行」である。まち・ひと・しごと創生法の理念にのっとり施策を実施し、人口減少を抑制する。これまでも当市では、予防接種費用の助成の充実や、待機児童ゼロの実現、病児及び病後児保育、全中学校の給食室整備、児童館・こども図書館の建設など、子育て・教育環境の充実に取り組んできた。これらの施策の効果等を再度検証するとともに、圏央道や上尾道路による優れた交通アクセス性など当市の持つ地理的な優位性を生かした企業誘致等による雇用対策、住宅施策などによる定住促進、結婚・出産支援の充実など多面的に施策を展開していく。

そして第3に、「財政計画策定による健全な財政基盤の確立」である。高齢化を伴う人口減少による将来の税収減と社会保障関連経費の増、そして市役所新庁舎及び児童館の建設、学校耐震・大規模改修等による公債費の増、更には急務である公共施設の老朽化対策に係る経費の増など、財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。このような市の財政状況を全ての職員が認識した上で、将来にわたり持続可能な都市として発展し続けていくために、財政計画を策定し将来負担を考慮することで、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する。また、市債発行について適切に管理するとともに、新たな歳入を生み出す事業や歳出の削減につながる事業にも取り組んでいく。

以上の基本方針に基づき予算編成を行うこととするので、各部課において前例にとらわれることなく積極的な見直しを行い、下記により予算要求を行うこと。

記

第1 総括的事項

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に“最少の経費で最大の効果”を上げることが念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析し、本格化する人口減少、少子高齢化により生じる社会経済の構造変化を踏まえた上で、適正な事業量を見込むこと。

また、事業目的を明確にするとともに、事務事業評価等により取組成果を評価・検証し、エビデンスに基づき真に必要な事業量を見込むこと。

2 事業の順位付け

厳しい財政状況の中で、予算編成の過程で事業の予算計上を見送ることがあるため、要求に当たっては、事業の優先順位を明らかにすること。

その際、公共施設の老朽化対策や道路基盤の維持・整備など、市民生活の安心・安全を高める取組みに配慮すること。

3 組織間の連携

複数の部署にまたがる政策課題については、類似・重複事業をなくし、真に必要な事業に転換できるよう、担当する領域のみならず、他の部署が所管する分野についても研究・検討を行うこと。その上で、関係部署と積極的に意見交換等を重ね、予め施策の協議・調整を十分に行い、組織間連携による効果的な施策展開に努めること。

4 市民参画の推進及び民間活力の活用

“みんなでつくる参加と交流のまち”を実現するため、従来にも増して市民誰もが積極的に参画できる施策展開を研究し、成果を上げる仕組みを検討すること。

また、事務事業の内容を十分精査・検討し、民間に委託することが効果的であるものは、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、積極的に委託化を進めること。

5 スピード感のある市民サービスの提供

漫然と既存事業を継続するのではなく、平成27年度に「すぐやる課」を設置した趣旨を各課が十分に理解し、実際に現場に出向き、市民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある市民サービスの提供を心掛けること。

6 財源の確保

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、行政サービスごとの原価計算に基づき、負担割合の妥当性や利用状況を検証し、使用料、手数料及び負担金等特定財源の確保に努めるほか、納税率の向上、市有財産の利活用・売却等、自主財源の確保に努めること。

また、事業構築の際には、市民参加や官民協働等、民間活力の積極的な活用を検討するとともに、市と市民、民間企業等が互いにメリットを享受できる仕組みを導入することにより、財源の共同負担等新たな歳入確保策についても検討すること。

7 地方財政対策や国、県の予算編成等への対応

地方交付税の単位費用の積算や、国・県補助事業における補助基準などをよく確認し、市が上乗せサービスを行っている場合はその必要性について十分に吟味すること。また、今後の国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注意し、予算編成に的確に反映すること。

8 予算編成過程の公開

より開かれた市政運営を推進するために、今年度より予算編成の過程をホームページにおいて公開する。

市民との情報の共有に努め、市民の市政への関心を高めることにより、参画と協働を進める環境づくりにつなげていく。

予算編成過程の公開は、予算編成方針の通知、予算の要求状況、最終査定との3段階とする。

第2 予算見積の考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。また、見積りに際しては過大とならないよう十分に留意すること。

2 歳出関係

歳出予算の見積りに当たっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、選択と集中により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。また、過去の決算状況を十分精査し、より効果的な執行方法等を検討した上で、適正な予算額を計上すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

特別会計においては、一般会計予算編成に準じて行い、一般会計からの繰入金を安易に期待することのないよう「独立採算性の原則」の堅持に努め、会計の設置目的に沿って適切な見積りを行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう十分精査し、適正な見積もること。また、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。